

(写)

平成 27 年度第 2 回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成 27 年 11 月 24 日 (火) 午後 2 時 00 分から

【会場】 区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

(出席委員) 大崎 秀夫 大室 新吉 くまがい 澄子
桑原 公平 佐々木 ひろ子 新妻 剛
濱田 一成 宮嶋 忍 渡辺 芳子
六田 文秀

(事務局) 総務部長 寺田 好孝 総務課長 山田 秀之 財政課長 大柳 雄志
総務係長 和田 幸雄 総務係 原田 由紀

【会議概要】

1 定足数確認 (総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第 6 条」に定める定足数については、10 名の委員の出席により会議が成立する旨報告

2 開会

3 議事録署名委員の選出

くまがい委員、桑原委員の 2 名を選出

4 諮問

区長から審議会に、「新宿区特別職の報酬等の改定について」意見を求めた。

5 事務局説明

資料について説明

- ・「選挙管理委員の活動実績と報酬額の推移」
- ・「特別職報酬等審議会への諮問事項」

6 質疑応答

(1) 選挙管理委員の活動実績と報酬額の推移について

(大崎委員) 選挙管理委員の報酬額の変更や活動実績については、審議会などの場で言い、区民へ知らせるべきである。選挙管理委員の報酬が月額から日額に変更され、報酬額の実績が何百万円も減少したことは区民にとっても非常に良かった。

(渡辺委員) 選挙管理委員は何人いるのか。

(総務課長) 選挙管理委員は4人である。報酬については、一人350万円から230万円くらいになった。

(渡辺委員) 私は明るい選挙推進委員をやっていたが、あまり選挙管理委員の方々と会うことはなかった。活動実績が増えていることは良いことである。なお、活動実績が増えたことで投票率アップにつながっているのか。

(総務課長) 目に見えて投票率アップにはつながっていないが、明るい選挙推進委員との対話など、地道な活動が行われていると聞いている。

(宮嶋委員) 選挙管理委員はどのように決まっているのか。

(総務課長) 議会において、選挙で選ばれている。

(くまがい委員) まちの中で選挙管理委員はティッシュを配ったりするなど、一生懸命活動を行うのを見るようになった。このように選挙管理委員が努力を続けていくことは大切である。

(2) 特別職報酬等審議会への諮問事項について

(新妻委員) 世間では議員報酬が高い、安いなどの議論があるが、例えば区長の給料が1,160,000円というのは何を参考にしているのか。

(総務課長) 区長の給料は、過去、23区が東京都の内部団体の時、東京都の局長の給料と同額程度であった。そして、副区長等については、それから一定の係数をかけて算定されていた。その後、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、上げ下げが行われている。

(新妻委員) 23区の教育委員や監査委員の報酬で金額がないものがあるが、なぜか。

(総務課長) 他区では教育委員会が新制度に移行され、教育委員長の金額の設定がない区がある。また、監査委員についても常勤をおかないなど、その区の状況により金額が設定されていない区がある。

(濱田会長) 新宿区の監査委員については常勤の代表の識見や非常勤の代表の識見などの金額が設定されているが、現在の設置状況は。

(総務課長) 現在設置されているのは、代表は非常勤の識見、その他は常勤の識見と非常勤の識見である。

(桑原委員) 給料や報酬が上がっているのは、アベノミクスと関係があるのか。

(財政課長) 各種施策の効果と考えている。

(新妻委員) 地教行法の改正が行われたが、新宿区は新教育長へ制度は移行したのか。それとも、教育委員長と委員長職務代理者の報酬が設定されているので移行されていないのか。移行されていないとして、教育長の任期は。

(総務課長) 新宿区は新教育長へ制度は移行していない。教育長の任期は28年12月までである。

(桑原委員) 平成28年1月1日施行となっているが、毎年1月1日施行なのか。

(総務課長) 特別区人事委員会勧告が行われ、第4回定例会で条例改正を行い、1月1日施行というのがここ数年の流れである。

(濱田会長) 議論いただきましたが、原案についていかがか。

(一同) 異議なし。

※休憩再開後

(濱田会長) 事務局に答申案文の朗読を求める。

(総務課長) 一答申案文朗読一

(濱田会長) 答申案文について、質問や意見はあるか。

(一同) 異議なし

(濱田会長) では、この答申案文の内容で答申する。以上で、本日の議事を終了する。区長からあった諮問に対する答申は、後で審議会を代表して区長に渡す。これで審議会は閉会する。

7 閉会

